



KENPO  
DAYORI

# 健保だより

西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1069

2020. 3. 16

西武健康保険組合



## 被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わります！

2020年4月から被扶養者認定の要件が見直され、被扶養者であるための条件に「国内に住所を有していること」が加わります。このため、被扶養者が国内に居住していないとみなされる場合は、被扶養者の資格を失いますのでご注意ください。



西武健保では毎年行っている現況調査で該当が発覚した場合に扶養の取り消しを行います。

## 被扶養者であるためには「日本国内に住民登録があること」がポイント！

今回の要件見直しにより、被扶養者であるためには「日本国内に住民登録があること」が必要になります。ただし下記に該当する場合は住民登録がなくても国内居住者と同等に扱われます。

- ①海外留学をする学生
- ②海外に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光またはボランティア活動、そのほか就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（ワーキングホリデーを含む）
- ④海外赴任中の被保険者の婚姻・出産などにより家族になった者で、②と同等の者
- ⑤そのほか渡航目的等の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者

※被扶養者のみが海外渡航しており、日本国内の被保険者から継続的な生活援助（仕送り）がされていない場合は、被扶養者として認められません。

※海外に渡航している被扶養者の、本来の在留活動を妨げない範囲での就労活動（アルバイト）は認められます。

## 住民票があっても、日本に生活の基礎がないと被扶養者になれません！

被扶養者が日本国内に住民票を持っていても、下記に該当する場合は「日本国内に居住実態または拠点が無い」ものとして、被扶養者として認定されません。

- ・上記の①～④に当てはまらない。
- ・就労目的による海外渡航、就労ビザで海外に渡航している。
- ・留学等を目的に海外に渡航していたが、現地で就職した。
- ・海外に赴任する被保険者と現地で結婚した外国人配偶者の血族（被保険者の姻族）
- ・医療機関で入院・医療を受ける活動のために来日した。
- ・医療を受ける活動を行う者の日常生活を世話するために来日した。
- ・1年を超えない期間滞在し、観光、保養等これらに類似する活動のために来日した。
- ・まったく日本国内で生活実態がない。

▶ 詳細のお問い合わせ、ご不明な点は西武健康保険組合 TEL04-2926-3876 までご連絡ください。